

# 預かり保育要項

星が丘幼稚園

## <主旨>

1. 家庭の事情で、本園園児の延長保育を望む家庭に配慮して、正規の教育活動前（早朝保育）及び教育活動終了後の保育（以後、「預かり保育」と呼ぶ）を行う。  
認定こども園での2号認定者、も、これに準ずる。
2. 「預かり保育」は、家庭の諸事情で「預かり保育」を希望する家庭の園児を、「常時預かり保育」又は、「臨時預かり保育」として、本園の規定により預かるものとする。
3. 園内での「預かり保育」の呼称は、「星組」と呼ぶ。

## <実施内容>

### 1. 「常時預かり保育」の預かり条件

- ・申し込みは、原則として前年度末までとし、「常時預かり保育」契約期間は、1年間とする。  
「常時預かり保育」の利用については、事前に、家庭の環境（経済、仕事事情他）や園児の様子、預け入れ時間等の相談により、園長が承認した場合に、申込みを受け付ける。（定員10名迄）  
常時預かり保育は、1年間を通しての契約です。短期又は、月毎のお申し込み等は、お受けできません。  
但し、欠員がある場合は、当年度途中からの追加申し込みを受けることもある。
- ・園児の無理のない預かり保育への適応を考慮し、利用開始当初は、慣らし期間（のべ10日間）を置く。（普通登園にて、午後4時までとし、その間の「早朝預かり」はお受け出来ません。）慣らし期間の様子から、その後の受入等を決定します。（「臨時預かり保育」も同様とする。）
- ・常時預かりの途中申込みは利用の1ヶ月以上前までに行う。又、家庭の事情による中止については、終了月の1ヶ月以上前までに、園長宛に、書面にて、中止の申し出を行うものとする。中止の申し出猶予期間以後の中止申し出の場合は、翌月の預かり保育料を徴収させていただきます。又、年度途中で、「常時預かり保育」を中止した家庭が、同年度内で再度「常時預かり保育」を希望しても、お受け出来ません。（臨時預かり保育利用は可能）

### 2. 「預かり保育」の実施日と預かり時間

実施日 ・ 4月始業式後、指定日より開始し、学業期間の各週、月曜日から金曜日に行う。  
(休業日) ・ 年間計画にて、土曜日の預かりも設定する。

- ・長期休業期間中は、別規定にて実施する。（土・日、祝日を除く）  
夏季休業期間は、8月13日から 8月15日まで、原則休み。  
冬季休業期間は、12月28日から 翌年1月3日まで、原則休み。

- ・年度の切り替え（3月から4月）は、  
進級在園児は、更新手続き後、園が指定した実施日にて、継続利用が可能。  
該当年度卒園児は、3月31日迄の期間で、星組実施日は、利用可能とする。

- ・土曜日や日曜日、祝日での行事活動により、振替休日を設定する場合がある。

- ・上記以外にも、園長が必要と認めた日に、休みとすることがある。

時 間 ・ 通常の「預かり保育」・・・教育活動終了後から、最長午後7時30迄行います。  
但し、午後6時30分以降は、延長扱い（延長料金）での受入となります。

- ・「早朝預かり保育」・・・午前7時30分より午前9時（事前登録制）

早朝預かりの受入は、事前に、詳細を相談頂き、最小限の利用に

と定めるものとする。(担任への事前相談が大前提)  
早朝受入時刻は、園との協議・調整により、個別に決定する。

- ・お迎えは、指定時間内であれば、保護者の希望時刻にお迎えできるものとする。  
但し、お迎え予定時刻は、事前に園に申し出ておくこととする。

### 3. 保育内容

- ・預かり保育は、園児の健康・安全に配慮した保育に努めます。
- ・預かり保育は、自由遊びを中心に、集団生活（社会性）への適合を図ると共に、適度の休息や補食等により、園児が健全な生活を送れるよう、環境の整備と教育的支援を行います。

### 4. お迎え

必ず、預かり保育時間内に、保護者またはその代理人（届け出制）によって、園児を引き取り、帰宅させることとする。(時間厳守)・・・自然災害発生当日は、柔軟に対応する。

<通常学業期間> 午後7時30分迄 (但し、午後6時30分以降、延長扱い)

<長期休業中> 午後7時00分迄 (但し、午後6時30分以降、延長扱い)

### 5. 「常時預かり保育」の保育料

- ・園児1名につき 月額12000円。早朝の預かりを含む場合は、15000円。
- ・保育料は、年間経費を均等割りした額を、月毎に納入して頂きます。
- ・預かり保育料は、その月の1日（授業料と同時引落し）に納めることとする。
- ・家庭の事情により、月の途中で「常時預かり保育」を中断、又は、中止しても納入された保育料その他の納入金は、一切返金致しません。
- ・長期休業期間①の8月は、預かり時間が長く、諸経費等の負担増加により、月額22000円
- ・長期休業期間②の1期3月・4月、2期7月、3期12月・1月は、預かり時間が長く、諸経費等の負担増加により、各期ごと2000円(但し、7月は5000円)を徴収をさせていただきます。
- ・冷・暖房費(5000円)は、別途、6月に一括徴収します。(途中入会は、入会時に)
- ・お迎えは、午後6時30分まで。以降、午後7時30分迄は、1回1000円の延長料金が発生します。  
午後7時30分を過ぎると、違約金として、別途、1000円。
- ・長期休業期間中のお迎えも、延長は、最長午後7時30分迄とする。(防犯上、早めのお迎えを)

### 6. 「臨時預かり保育」の申し込み

「常時預かり保育」ご利用以外の家庭が、急に、園児を「星組」に預けたい旨の事情が起きた場合は、「臨時預かり保育」として受け入れる。但し、最大定員15名迄(常時園児を含む)。

- ・保護者からの申し出は、原則として、希望日の1週間前までとする。但し、緊急を要する場合の利用申込みは、受入人数に余裕がある場合のみ、前日又は、当日の受け入れもあります。
- ・「臨時預かり保育」の保育料は、1日につき1200円、早朝を含む場合は、1500円、

早朝のみは、300円とする。 午後6時30分以降、7時30分迄は、1回1000円の延

長料金を納入して頂きます。

但し、長期休業期間中（夏季休業、冬季休業、年度末・年度始め休業期間）と午前保育期間は、1日につき2000円（早朝を含む場合は、2200円）とする。  
この期間の臨時預かり保育料は、利用日の前日又は、当日朝までに、納入するものとする。

- ・ 平日の臨時預かり保育に、2日以上連続して預ける場合は、その日数分をまとめて「臨時預かり保育」の前日までに料金を納入するものとする。
- ・ 星友会活動にて、やむを得ず臨時預かりを希望する場合は、その活動時間内においては、園児一名につき一回200円にて預かる。但し、活動時間を超えての預かりの場合は、通常の「臨時預かり保育料」が必要となります。  
尚、定員の範囲内での受入れとなる為、当日の人数によっては、お断りする場合があります。
- ・ 「臨時預かり保育」を申し込みながら、体調不良で欠席となり利用を中止する場合は、当日の午前9時30分迄に本園に連絡をするものとする。その場合、利用料は、頂きません。  
（体調不良による早退も同様とします。）
- ・ 帰りのお迎え時刻に遅れた場合（5分過ぎ以上）は、「臨時預かり保育料」が発生します。  
又、園バスのお迎え時刻に間に合わず、園にて預かる場合も、「臨時預かり保育料」が必要です。
- 7. 「預かり保育」実施の際には、保護者は、保育中に必要な持ち物等を用意するものとする。  
仮眠具（毛布等）、コップ、タオル、教材道具（クラス分とは、別にハサミ、のり、鉛筆等）他
- 8. 「預かり保育」の園児が、その保育中に病気やけが、その他事故等に直面した場合には、別紙、保護者緊急連絡先に、園より連絡をします。その場合、保護者は、直ちに園児の引き取りを行うものとする。
- 9. 「預かり保育」における園児の様子や保護者の対応によって、預かり保育を続けるには適当でない」と園長が判断した場合は、該当園児の預かり保育への参加を一時停止又は、取り止めとすることがある。その場合、既に納入された保育料等は、一切返納されません。
- 10. 「預かり保育」は、本園の事情により、中断または中止する場合がある。その際は、最低1ヶ月前に保護者あて、その旨の連絡を行う。（緊急時や自然災害時等は、この限りではない。）
- 11. 諸般の事情により、年度途中であっても「預かり保育」の内容等を変更する事がある。  
  
緊急時や自然災害時等による中断及び中止、諸事情による「預かり保育」の内容変更においても、一度納入された料金の返金は、一切、行わない。
- 12. 以上のことを承諾した上で、「預かり保育」を希望されるご家庭の園児についてのみ、本園は、「預かり保育」として、お預かり致します。

・初 版 . . . 平成 9年10月 1日

・第20回改訂 . . . 平成30年10月15日  
平成31年4月1日より適用。